平成２１年（フ）第９０号
愛媛県今治市東鳥生町１丁目７番43号　大永ビル511号、旧住所愛媛県今治市立花町１丁目６番32号
破産者　オフィスＫこと　窪田　省三
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第２５７号
佐賀県小城市小城町畑田2753番地３
破産者　前田　安紀
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３号
鹿児島県鹿児島市魚見町128番地１
破産者　安永　政広
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５号
鹿児島県大島郡喜界町大字山田１番地
破産者　奥　　明人
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１２０号
栃木県佐野市栃本町2067番地１
破産者　恩田　忠一
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第５０号
埼玉県越谷市千間台西３丁目３番地　パークタウン２―501、破産手続開始決定時の住所埼玉県春日部市大枝423番地　シティプラザせんげん台弐番館214号
破産者　牛島眞佐子
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３４０号
埼玉県越谷市赤山町５丁目７番47号　ペアハイツ越谷２―410、開始決定時の住所埼玉県越谷市赤山町４丁目９番１号Ｄ―612
破産者　宮田よし江
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７６号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中３丁目19番地５
破産者　長原喜代美
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５４３号
埼玉県熊谷市三ケ尻１番地３
破産者　鳥塲　武廣
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第９４号
埼玉県行田市大字若小玉3813番地３
破産者　佐藤　　功
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１５２号
新潟県新潟市秋葉区矢代田2003番地７
破産者　石田　隆幸
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２号
山梨県韮崎市穴山町2057番地
破産者　生山　一夫
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８５号
山梨県甲州市勝沼町菱山1491番地
破産者　内田眞由美
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６２号
静岡県沼津市西椎路619番地の３、前住所静岡県沼津市西椎路531番地の６
破産者　中野　智章
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６２号
京都府京田辺市宮津宮ノ下37番地の13
破産者　中村　隆司
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５０２号
京都市左京区二条通川端東入大菊町98番地12
破産者　山本　衣子
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５３８号
大阪市中央区谷町７丁目５番５―903号
破産者　桑田　守喜
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６００号
大阪市旭区大宮４丁目15番13号　マンション旭303
破産者　井原　俊一
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１号
和歌山県岩出市西国分515番地の２　サンライズマンション岩出Ｘ―606号、開始決定時の住所和歌山県紀の川市貴志川町北190番地５
破産者　西井　玲司
1　決定年月日　平成22年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係